

阿賀野市規則第 17 号

阿賀野市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の地域手当に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「100 分の 3」を「100 分の 2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の地域手当に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。